



教育長	次長	係長	係	文書係

6教義第 36 号
平成6年4月1日

各市町村（学校組合）教育長 様
各 県 立 学 校 長 様

高 知 県 教 育 長

「年次休暇の繰越しについて」の一部改正について（通知）

このことについては、昭和37年1月29日付け、37学第44号県教育長通知（高知県教育関係職員必携参考編255の2ページ）に基づき処理されているところではありますが、この度、労働基準法及び労働時間短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律が公布され、平成6年4月1日から施行となりました。これに伴い、同通知の一部を下記のとおり改正しましたので、その取り扱いに遺漏のないよう願います。

記

1 繰越しできる日数（2）の「表」を次のように改める。

1月1日から6月30日までに採用された職員

勤務年数	1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12以上
翌年への繰越し日数	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	20

7月1日から12月31日までに採用された職員

勤務年数	1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12以上
翌年への繰越し日数	0	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	20

（平成6年から平成7年への繰越しから適用する。在職中の職員については、上記表中2年目以降を適用する。）

2 勤務年数（2）の「期限付」を「臨時的任用」に改める。

3 繰越しの制限（1）及び（2）を次のように改める。

- （1）全勤務日とは、全日数（暦年による。）から勤務を要しない日、休日及び特別休暇中年始、年末の休暇を差し引いたものをいう。
- （2）出勤とは、出勤日数に年次休暇、産前産後の休暇、公務傷病による休暇、通勤による傷病に係る休暇、1日の勤務時間の全時間について職務に専念する義務を免除された日、地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する育児休業を取得した期間及び特別休暇中年始、年末の休暇を除いた休暇を加えたものをいう。